

2016年度 点検・評価活動を振り返って

神奈川大学自己点検・評価全学委員会

本学は、2011年度に「内部質保証の方針」を策定し、教育研究活動、社会貢献及び国際的展開における質的向上に取り組んでいます。そしてこの間、国による教育政策においては、大学教育の基本方針として「3つのポリシー」が一層重視され、学校教育法施行規則の改正により2017年4月からポリシーの策定及び公表が義務付けられることとなりました。本学はこれら大学教育を取り巻く状況の変化を踏まえつつ、継続的な点検評価活動による教育改善及び学内外への情報公開の充実等に努めることにより、高等教育機関である大学として、社会の負託に応えるため発展に努めて参ります。

1. 2016年度の点検・評価活動について（取り組みの概要）

1) 全学部・研究科における「3つのポリシー」等の見直し

本学は大学教育の基本方針として、2008年の大学設置基準改正を機に「教育研究上の目的」を、さらに2010年には学位授与・教育課程・入学者受入れに関する3方針（「3つのポリシー」）を、全学部・研究科で策定しました。

一方、2016年3月に中央教育審議会が「3つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」を公表し、2017年4月には学校教育法施行規則の一部改正により「3つのポリシー」の策定及び公表が義務化されたことを受けて、本学では全学部・研究科で「3つのポリシー」の見直しを実施しました。

ポリシーの見直しにおいては、これまで組織毎に異なっていたポリシーの構成を全学で統一し、また、中教審によるガイドライン等の趣旨を踏まえ、ポリシー間の一貫性・整合性等に留意するとともに、学修成果の評価や入試選抜の方法に関する方針を新たに盛り込んでいます。

見直し後の「3つのポリシー」等は、本学ウェブサイト及び日本私立学校振興・共済事業団が運営する「大学ポートレート」サイトでも広く公開しています。

神奈川大学ウェブサイト「本学の情報」

教育研究上の目的、教育目標および3つのポリシー

<http://www.kanagawa-u.ac.jp/disclosure/education/policy/index.html>

日本私立学校振興・共済事業団「大学ポートレート」

<http://up-j.shigaku.go.jp/>

2) 第2期認証評価における努力課題への対応

本学は2015年度に公益財団法人大学基準協会による第2期認証評価を受審し、同協会の定める「大学基準に適合している」との認定を受けました。その一方で、改善すべき「努力課題」として以下の4点について指摘を受け、2019年7月末までに「改善報告書」の提出するよう求められています。

- (1) 学部における履修上限単位数
- (2) 大学院生が学部科目を履修した際の成績評価方法
- (3) 大学院における定員管理
- (4) 単位取得退学者への課程博士としての学位授与

本学では認証評価制度の趣旨を踏まえた適切な対応を図るべく、2016年度より該当組織に対して改善状況の報告を求めるなど、改善の推進に取り組んでいます。

なお、認証評価結果（努力課題を含む）の全文は本学ウェブサイトで公開しています。

神奈川大学ウェブサイト「点検・評価活動」

<http://www.kanagawa-u.ac.jp/accreditation/report/index.html>

3) 「神奈川大学の現状と課題」の刊行

学校教育法第 109 条では「自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」と規定し、点検評価に関する情報の公表を義務付けています。本学では認証評価結果及び点検評価報告書等の認証評価関係書類や、各年度の点検評価活動に関する報告書（総括）等を大学ウェブサイト（URL は上記「点検・評価活動」サイト）で公開することに加え、認証評価及び点検評価活動に関するより詳細な資料集として、『神奈川大学の現状と課題』を刊行しています。2016年度は下記 3 点を刊行し、大学図書館で公開しています。

- (1) 神奈川大学の現状と課題 2012－2015（上・下巻）
- (2) 神奈川大学の現状と課題 2015 年度大学評価（認証評価）
- (3) 神奈川大学大学院法務研究科の現状と課題 2013 年度法科大学院認証評価

4) 「神奈川大学の基本方針 2016」の刊行

本学では「3つのポリシー」を策定した後の 2011 年より、「3つのポリシー」を含む本学の各種方針を学内外に広く周知するため、『神奈川大学の基本方針』を冊子刊行するとともに、大学ウェブサイトにて公開しています。

神奈川大学ウェブサイト「本学の情報」 神奈川大学の基本方針

http://www.kanagawa-u.ac.jp/disclosure/data/basic_policy/

5) 法科大学院認証評価に関する対応

2013 年度法科大学院認証評価での指摘事項（勧告 3 項目、問題点 9 項目）に関する「改善報告書」及び、教育課程・教員組織に係る重要な変更についての届出を、2016 年 7 月末に大学基準協会へ提出しました。

改善報告書に関しては、2017 年 3 月 13 日に大学基準協会から確認結果が通知され、定員充足率など一部の課題を除いては、「全体として改善が図られている」との見解が示され

ました。

2. 今後の活動について

1) 各授業科目とディプロマポリシーとの関連付け

「3つのポリシー」を踏まえた教育改善を推進するため、2018年度シラバスより授業科目ごとに、ディプロマポリシーとの関連性を掲載するための検討を進めます。

2) 学外有識者等との懇談会の実施

「3つのポリシー」を踏まえた自己点検・評価を実施するにあたり、地域社会や産業界など学外の参画を得て客観的な視点を取り入れるため、学長のリーダーシップのもと全学の取り組みとして、学外有識者等から意見を聴取するための懇談会を設置します。

3) 教育の内部質保証に関わる講演会の実施

本学では教育改善に係る本学教職員への啓発活動に取り組んできましたが、2017年度は学修成果の評価・活用等をテーマに講演会の開催を計画しています。

4) 自己点検及び認証評価を踏まえた各種課題の改善

第2期認証評価で努力課題として指摘されている問題点は、該当組織の教育活動のみならず、本学における今後の教育組織や教育課程等の在り方に関わる事項でもあることから、努力課題への具体的な対応については全学的な課題と認識した上で検討を進めます。

以上